タワーマンション等の浸水対策指針の早期策定に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

## タワーマンション等の浸水対策指針の早期策定に関する質問主意書

タワーマンション等の浸水対策指針を策定するため、国土交通省と経済産業省は、二○一九年十一月二十七 神奈川県川崎市中原区の武蔵小杉駅周辺のタワーマンションでの、 「建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会」第一回(以下、 を開催した。今後十二月から来年二月にかけて検討を行い、 来春のとりまとめ、 台風十九号による浸水被害を受けて、 「第一回検討会」とい 公表をめざすとのこ

となので、

以下質問する。

移転を基本と考えるべきではないか。 水リスクの は浸水のおそれの 水を防ぐことは短時間であっても非常に難 水板や水密扉の設置が挙げられているが、そもそもその設備が電動なのでは停電時に動かない上、完全に 第一回検討会の資料四、 ない 、高さへ ない高さに電気設備を配置するべきで、 の電気設備 本検討会における検討の進め方 の配置、 政府の見解をあきらかにされたい。 既存ストックにあっても浸水リスクのない高さへの電気設備 しい。 新築時の対策にせよ、 新築時は建物自体の (案) によれば、 既存スト 検討する浸水対策として、 マウンドアップの ックの対策にせよ、 検討や浸 基本 止  $\mathcal{O}$ 

変圧器室は、 っているのか。 「原則として地上一階、 政府として承知しているところをあきらかにされたい。 あるいは地下一階とする」とあるが、 なぜこのような設備基準にな

三 問二で述べた「原則として地上一階、 あるいは地下一階とする」という基準は、一九七一年に策定以

来、 一度も変更されていないようだが、 その結果、 立地地域の水害の危険度を問わず全国のほとんどのマ

ンションの供給用変圧器室が地上一階あるいは地下一階に設置されているのではないか。 建設省が一九 九

五. |年に策定した「長寿社会対応住宅設計指針」 においては、 「六階以上の高層住宅には エ レベ ータ ーを設

置する」とあるが、 九九五年以降に建設された六階以上のい わゆる 「高層住宅」 にお いて、 供給用変圧

器室などの電気設備が地上二階以上にある割合はどのくらい か。 政府として承知しているところをあきら

かにされたい。

兀 他方で、 国や自治体の庁舎においては、 建築設備計 画基準や大規模災害発生時における地方公共団 体の

業務継続 の手引きに基づき、 新築時に電気設備を想定される最高水位より高 1 位置に配置 Ĺ こたり、 既存  $\mathcal{O}$ 

建 一物でも電気設備を屋上等に移設する取り組みが進んでいると承知している。 また一般社団法 人不 動 産協

会が二〇一二年に出した 「都市の防災機能を高めるために不動産業の果たすべき役割研究会報告書」で

推進するとあるにもかかわらず、 は、 オフィスビルもマンションも新築・既存問わず、水害ハザードマップ等の想定に基づき、 なぜ区分所有の集合住宅だけその取り組みが遅れていると考えている 水害対策を

か。

五. 器室は、 村作成のハ 基準におそれがあるかない 般社団法人日本電気協会の配電規程 「浸水のおそれのない場所に設置する」 ザ 、ードマップがその判断基準であるべきと考えるが、 か判断することとなっているのか。 の供給用変圧器室の設備基準には、 とあるが、ここでいう浸水のおそれとは、 洪水による浸水想定域などを記 実際にはそのように運用されてい 集合住宅における供給用変圧 具体的に した市 な に何 区 1  $\mathcal{O}$ 町

ではない

か。

政府として承知しているところをあきらかにされたい。

六 引時 きとの提言を受け、 十分であり、 マップについて、 二〇一九年七月二十四日、 に ハザードマップを活用して水害リスクの情報提供を行うよう依頼する通知を行ったが、 法令による義務付けをすみやかに行うべきではない 宅地建物取引業法を改正して、 七月二十六日に国土交通省は公益社団法人全国宅地 全国知事会から、 洪水による浸水想定域などを記した市 不動産業者が住宅購入者に説明することを義務付 か。 建物取引業協会に対 町村作成 通知では不 0 不動 **、ザード** けるべ 産 取